

# 平成28年4月1日から 建退共の制度が一部かわります

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、建退共の制度が下記のとおり変更されます。

## I 退職金の予定運用利回りが変更されます。

中小企業退職金共済法に基づき5年に1度退職金の額等の見直しを行うこととされており、検討の結果、建退共の退職金の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられます。

## II 退職金の支給要件が緩和されます。

現在、掛金納付月数が24月未満の場合については退職金の不支給期間となっておりますが、これが12月未満に緩和されます。(死亡による場合は12月未満で変更ありません。)

- ※1. 掛金日額は改定されませんので、現在の共済証紙(310円)は継続してご使用になれます。
- ※2. 平成15年10月1日以降の掛金納付があり、かつ平成28年4月1日以降に退職金請求事由が発生される方については、平成15年10月1日以降の掛金納付分についても3.0%の予定運用利回りが適用されます。
- ※3. 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3~5割程度の額となります。
- ※4. 平成28年3月31日以前に退職金請求事由が発生する方は従来どおりとなります。

(退職金額新旧比較表は裏面にございます)

## III 被共済者による移動通算の申出期間が延長されます。

被共済者が、転職等により、建退共制度と中退共制度、清退共制度及び林退共制度との間を移動した場合、現在、退職後2年以内であった通算の申出期間が3年以内まで延長されます。

## IV 移動通算できる退職金額の上限が撤廃されます。

現在、移動通算できる額には上限が存在し、その上限を超える金額は差額給付金としてその都度被共済者に支給しておりましたが、その上限が撤廃され、全額が移動先の制度に移換できるようになります。

これにより、被共済者が退職される際に、まとめて退職金として受け取ることができるようになります。

※掛金納付された青証紙部分は適用されません。

# 建設業退職金共済事業（建退共）

## 退職金額新旧比較表

(単位：円)

納付月数	改定後 (3.0%)	現行 (2.7%)	差額
12月 (1年)	23,436	—	23,436
13月	27,342	—	27,342
14月	31,248	—	31,248
15月	35,154	—	35,154
16月	39,060	—	39,060
17月	43,617	—	43,617
18月 (1年半)	48,174	—	48,174
19月	53,382	—	53,382
20月	58,590	—	58,590
21月	64,449	—	64,449
22月	70,308	—	70,308
23月	76,167	—	76,167
24月 (2年)	156,240	156,240	0
36月 (3年)	234,360	234,360	0
48月 (4年)	316,386	316,386	0
60月 (5年)	410,781	408,177	2,604
72月 (6年)	512,337	507,780	4,557
84月 (7年)	613,893	609,336	4,557
96月 (8年)	721,308	715,449	5,859
108月 (9年)	830,676	824,817	5,859
120月 (10年)	945,903	936,789	9,114
180月 (15年)	1,572,816	1,548,078	24,738
240月 (20年)	2,256,366	2,205,588	50,778
300月 (25年)	3,029,754	2,927,547	102,207
360月 (30年)	3,902,745	3,717,861	184,884
420月 (35年)	4,898,775	4,610,382	288,393
480月 (40年)	6,036,723	5,633,754	402,969

- (注) 1 この比較表は、最初から日額 310 円ではじめた人の場合で、証紙 252 日分を 1 年と換算して計算した退職金の額です。  
 2 改定後の退職金額は、退職金請求事由発生日が平成 28 年 4 月 1 日以降となる方が対象となります。  
 3 掛金納付月数が 12 月以上 24 月未満の遺族請求の場合、退職金の額は従来どおり掛金相当額となります。